

**【新設】（災害損失特別勘定を設定した場合の災害損失の範囲）**

**12-2-5** 法第 58 条第 1 項《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》の規定の適用に当たり、被災事業年度において 12-2-6 《災害損失特別勘定の設定》により災害損失特別勘定に繰り入れた金額は、当該被災事業年度の災害損失の額に含まれることに留意する。

**【解説】**

1 本通達では、法人税法第 58 条《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》の規定の適用上、災害損失特別勘定を設定した場合の災害損失の範囲について明らかにしている。

本通達の内容は、平成 23 年 4 月に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）」が制定された際に公表した法令解釈通達の内容を基本通達として整理したものである。

2 本通達では、法人税法第 58 条《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》の規定の適用に当たり、被災事業年度において法人税基本通達 12-2-6 《災害損失特別勘定の設定》により災害損失特別勘定に繰り入れた金額は、当該被災事業年度の災害損失の額に含まれることを明らかにしている。

3 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 20-2-11）を定めている。